

本庄市告示第309号

本庄市まち・ひと・しごと創生懇談会設置要綱を次のように定める。

平成27年 7月31日

本庄市長 吉 田 信 解

本庄市まち・ひと・しごと創生懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本庄市人口ビジョン並びに本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び総合戦略の推進に当たり、広く関係者から意見を聴取するため、本庄市まち・ひと・しごと創生懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 本庄市人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進、検証及び評価に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 住民で組織する団体の者
- (3) 産業関係団体の者
- (4) 教育機関の者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 金融機関の者
- (7) 労働関係団体の者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 懇談会は、第2条に掲げる事項の具体的な検討のため必要があるときは、ワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループは、第3条に掲げる委員又はその委員が所属する組織の構成員及び所掌事務に係る専門的知識等を有する者から、座長が選任する者により構成する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。